

**指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則等の一部改正にかかる  
パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する県の考え方等**

- 1 意見募集期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月28日（水）まで
- 2 意見件数等 5人の方から8件の御意見をいただいた。
- 3 意見区分等

区 分		内 容	件 数
A	御意見を踏まえて案を修正する	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正する場合	0件
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	案の修正はしないが、御意見を踏まえて取り組む場合	8件
C	業務の参考とする	現時点では意見を規則や取組に反映することは困難だが、今後の参考とする場合	0件
D	原案のとおりとする	規則の修正に関わる意見だが、修正せず原案のとおりとする場合	0件
E	規則に記載済み	規則への記載についての意見だが、既に記載してある場合	0件
計			8件

4 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
1	p.71 第31条ほか	早急に改正すべき。 介護現場への説明会など、しっかりと改正に対応してほしい。	B 介護事業者に対する運営指導・集団指導などを通じて、改正の内容について周知を行っていきます。

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方	
2	p.71 第31条ほか	医療機関側に、連携のための体制づくりや理解がされているのだろうか。	B	医療と介護の連携につきましては、介護側だけでなく、医療側でも診療報酬の改定などにより連携を推進する予定となっておりますので、双方が協力して推進を図っていく必要があると考えております。 県においても、介護担当部署と医療担当部署が連携して、制度改正の趣旨、必要性等を関係機関に丁寧に説明し、連携の推進を図ってまいります。
3		限られた病床数の中、医療機関側と連携ができるのか危惧している。県から医療機関側に連携への協力を打診してもらいたい。	B	
4		医療と介護の連携体制の構築にあたっては、行政が仲介役となって中心的役割を担ってもらいたい。	B	
5		協力医療機関との調整は、施設側からだと難しい面がある。体制整備にあたっては県から医療機関に働きかけてほしい。	B	
6		経過措置期間があるとはいえ、入院受け入れ体制が確保されている医療機関が簡単に施設との連携体制を取るとは思わない。 医療と介護の連携に当たっては、県から医療機関に対して連携体制を取るよう強く働きかけてほしい。	B	
7		協力医療機関としての契約の締結にあたり、医療機関側から追加の負担の要求がないように指導してもらいたい。	B	
8		限られた病床数の中、協力医療機関で病状急変者の受け入れが不可能な場合、他の医療機関へ受け入れを要請しても（協力医療機関でないことを理由に）断られたり、困難になるケースが発生するのではないか。	B	